

両響会規約

2015. 8. 2 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は両響会と称する。

(目的)

第2条 本会は、両国高等学校音楽部及び管弦楽部の卒業生（以下「OB」という）相互の親睦交流を図るとともに、現役の両国高等学校・付属中学校管弦楽部（以下「現役」という）を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、OBの親睦交流を深めるための連絡調整
- 二、OB名簿の管理
- 三、現役への技術指導及び指導者の斡旋
- 四、現役への楽器貸し出し及び楽器調整修理の支援
- 五、自主運営組織「淡交フィルハーモニー管弦楽団」、OB、現役三者の連絡調整

第2章 会員

(構成)

第4条 本会は、次の会員から構成される。

- | | |
|------|-------------|
| 会員 | すべてのOB |
| 正会員 | 年会費を納入したOB |
| 特別会員 | 本会が特に認めた関係者 |

- 二、正会員および特別会員は本会の議事に参与することができる。

(会費)

第5条 正会員および特別会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|------|
| 幹事 | 9名以内 |
| 会計監査 | 1人 |

- 二、幹事のうち、1人を会長とし、副会長を2名置くことができる。

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 二、会長及び副会長は、幹事の互選とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三 幹事は、幹事会を構成し、この規約及び総会又は幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 四 会計監査は、幹事の業務執行状況及び本会の財産状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

二 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。

二 幹事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事会の議決事項)

第12条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第5章 会計

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第14条 本会の財産は、年会費、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、幹事会の議決を経て総会に諮ることとする。

付則

- 1、この規約は、平成20年3月9日から施行する。
- 2、本会の役員は、次のとおりとする。(平成27年8月2日役員一部改選)

| | |
|----------|--------------|
| 会長 | 柴田 慎雄 (63回) |
| 副会長 | 桑村 益夫 (50回) |
| 副会長 | 軽部 信雄 (64回) |
| 幹事 | 保坂 崇 (55回) |
| 幹事 | 福島 正人 (70回) |
| 幹事 | 長谷川英一 (72回) |
| 幹事(会計担当) | 岡 伸太郎 (81回) |
| 幹事 | 植木 紀之 (93回) |
| 幹事 | 山川 遼平 (100回) |
| 会計監査 | 向 賢一 (98回) |
- 3、本会の年会費及び寄付金は、第5条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

| | |
|-----|--------------|
| 年会費 | 3,000円 |
| 寄付金 | 1口(1,000円)以上 |